

令和7年2月19日

お客様各位

一般財団法人なら建築住宅センター
理事長 伊伏堅太郎

法改正に伴う手数料改定に関わる事項についてお知らせ

平素より当センターをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

令和7年4月1日の改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行に伴い、施行日前後には、審査や交付手続き等が大変混雑することが予想され、皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解お願い申し上げます。

さて、法改正の施行に伴い建築確認検査業務及び省エネ適合性判定業務の内容が大幅に変化、増加することから、本年4月1日以後に申請書を受理したものから、確認検査手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を改定させていただきます。(改定額については近くお知らせいたします。)

併せて、上記手数料改定とは別に業務内容の実情を踏まえて、確認検査手数料においては、新たに①～⑦の項目について、また建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料においては、新たに⑧の項目について、それぞれの業務に見合った手数料の加算等をさせていただきます。(加算額等についても上記同様近くお知らせいたします。)

- ① 構造上の棟数が2以上の建築物については、それぞれの棟ごとの床面積に係る構造審査(構造仕様規定、構造計算、構造計算ルート2、構造計算ルート3・限界耐力計算整合性審査、建築設備(昇降機)構造計算)手数料を加算します。
- ② 電子申請の消防同意における紙面出力を行う場合は手数料を加算します(ただし、一戸建住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物は、その業務量等が比較的少ないことから加算手数料をいたしません)。
- ③ 確認済証交付後の軽微変更に係る手数料を新たに設けます(ただし、一戸建住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物は、上記②同様に当該手数料をいたしません)。
- ④ 用途変更、移転、増築及び大規模の修繕・模様替の場合の手数料算出の床面積は、当該用途変更等に係る部分の床面積に改めます(従前は当該部分の床面積の1/2としていました)。ただし、当該用途変更、増築等以外の部分へ審査がおよぶ場合の手数料算出の床面積は、当該審査がおよぶ部分も合わせた床面積とします。
- ⑤ 安定的な検査を実施するため、中間及び完了検査日の変更のうち、検査予定日の2営業日前の午後以後に変更(又はキャンセル)が行われる場合又は再検査を実施する場合は、原則として手数料を加算します(ただし、申請者の責に帰さない認められる場合は、当該加算はいたしません)。
- ⑥ 法改正等に伴って、中間又は完了検査時に構造関係規定等及び省エネ仕様基準への適合確認ができる図書を添付される場合の審査手数料は、当該構造関係規定等に係る加算手数料と同額とします。
- ⑦ 完了検査において、当センターで建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、完了検査手数料の20%を減額します(ただし、法改正後の法6条1項3号を除きます)。
- ⑧ 住宅及び非住宅の用途が混在する建築物の手数料は、それぞれの用途により算出した手数料を合計した額とします。

ただし、法改正に係る建築物で、本年3月31日以前に着工されたものについては、施行日以後の計画変更に係る確認申請や検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。

また、法改正に係らない建築物で、本年3月31日までに確認の事前審査願書を受理したものについては、その確認申請(計画変更を含む)及び検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。

上記記載内容等で不明な点等があれば、建築確認検査業務については確認審査課(本店:中井又は梶岡 0742-27-8601、支店:濱本 0745-21-5721)、省エネ適合性判定業務については業務課(西川 0742-27-6555)までお問い合わせください。